

## 宜野湾市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和6年5月30日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 山城 康弘

### 1 監査の期間

令和6年4月12日から令和6年5月30日

### 2 監査の対象

企画部	・企画政策課	・秘書広報課	・財政課	・デジタル推進課
	・行政経営室			
基地政策部	・まち未来課	・基地跡地推進課	・基地涉外課	

### 3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・令和4年度契約関係文書
- ・補助金関係文書
- ・備品等

### 4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

## 【企画部】

### ○ 企画政策課

項目	指摘事項
	指摘事項なし

### ○ 秘書広報課

項目	指摘事項
	指摘事項なし

### ○ 財政課

項目	指摘事項
	指摘事項なし

### ○ デジタル推進課

項目	指摘事項
第3次包括的ITアウトソーシング情報インフラ、個別システム再構築業務について	契約書で定められた既済部分検査結果通知書の内容に齟齬がある。適正な事務処理に努められたい。
サーバ室内空調機購入及び府内仮想サーバ構築・移行等委託業務について	当該契約の納品書及び検収書について、会計年度を越えて令和5年4月2日付けとなっている。地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則に基づき適正な事務処理に努められたい。
第3次包括的ITアウトソーシング情報関連機器調達業務について	契約に係る証拠書類について、日付の漏れや鉛筆書きが散見された。市財務規則第239条に則り適正な事務処理に努められたい。
第3次包括的ITアウトソーシング自治体クラウドサービス提供業務（基幹系システム）について	契約に係る証拠書類について、日付が鉛筆書きされていた。市財務規則第239条に則り適正な事務処理に努められたい。
情報セキュリティ強化対策機器保守業務（インターネット接続系）について	当該契約について、業務報告書の記載内容に誤謬がある。適正な事務処理に努められたい。
CSサーバメモリ増設対応について	当該契約は、契約締結前にもかかわらず、業者が作業開始及び作業終了していた。契約締結前に業務を履行させたことは、不適正な事務処理である。適正な事務処理に努められたい。

○ 行政経営室

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

【基地政策部】

○まち未来課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○ 基地跡地推進課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○ 基地涉外課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし